

（一財）栃木県宅建サポートセンターからの お詫びとお知らせ

理事長 五十嵐薫

既存住宅現況調査に関する売買、賃貸の媒介依頼、仲介、売却の宅建業法改正 4 月 1 日より施行となることにつき調査技術者（建築士資格者）のお知らせについて

表記の件平成 30 年 3 月末日までに、会員、従業者、宅地建物取引士の皆様に、調査技術者（インスペクター）の県内の取扱い（栃木県建築士会の所属会員）する方々の名簿を作成してご案内するということでしたが準備が間に合わず、お約束の日を過ぎてしまうことお詫び申し上げます。宅建協会には、会員に調査技術者もおおり、取扱いに熟知しておりますので、お急ぎの会員、取引士の皆様には、協会がご紹介申し上げます。

なお、既存住宅瑕疵担保保険の加入の件につきましては、既存住宅調査に引き続き、付随していくことですので、これにつきましてもお問い合わせ頂けます。

この業法改正に伴い、様々な研修が今後伴いますことから、引き続き、DVD 研修、建築知識、瑕疵担保保険、住宅ローン、様々な優遇措置、規制緩和、同時に施行される「安心 R 住宅」、今後の取引に大いに影響する民法改正などの研修を実施してゆく計画をしておりますので、改めてお知らせいたします。一財）栃木県宅建サポートセンターは、宅建協会と並立並走をしておりますので、常に協会の会員、従業者の皆様のお役立ちを心がけております。